

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンドの評価の結果を公表します。

株式会社オリエントコーポレーション 第 21 回無担保社債に Green 1 を付与

評価対象	:	株式会社オリエントコーポレーション 第 21 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
分類	:	普通社債
発行額	:	50 億円
利率	:	0.50%
発行日	:	2019年4月12日
償還日	:	2024年4月12日
償還方法	:	満期一括償還
資金使途	:	太陽光発電システム等の設置を主な目的とするリフォームローンの実行のために調達された資金のリファイナンス

<グリーンボンド評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第 1 章: 評価の概要

株式会社オリエントコーポレーションは、1954 年創業の信販会社で、個品割賦事業、カード・融資事業、銀行保証事業、決済・保証事業の 4 つの基幹事業を展開している。特にオートローンやショッピングクレジットの取扱高および銀行保証残高は業界トップクラスである。

オリエントコーポレーションは、「わたしたちは信頼関係を大切にし、お客さまの豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。」という基本理念を掲げ、これまでも、積極的な社会貢献および社内における環境への取り組みを中心とした CSR 活動を実施してきている。

今般評価対象となる債券（本社債）は、オリエントコーポレーションが発行する期間 5 年の無担保社債である。本社債の資金使途は、同社の全国の加盟店から個人および法人顧客に提供している太陽光発電シ

システムおよびその付帯設備の設置を目的とした eco ソーラーローンの実行のために調達した資金のリファイナンスを予定している。JCR は、eco ソーラーローンの資金使途が太陽光発電システムまたはその付帯設備であり、省エネ性能の高い設備であることを確認した。対象は、(1) 比較的小規模な太陽光発電システムの設置であるため、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されないこと、(2) 工事が建築基準法にのっとり行われることによって、適切に環境改善効果を発現する蓋然性が高いこと、(3) 実行に際しては、施工中および施工後に関して補償制度を設けていることから、環境面で懸念されるリスクが適切に回避されていることを確認した。したがって、今般の資金使途の対象は、再生可能エネルギープロジェクトとして環境改善に資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。また、eco ソーラーローンのうち充当対象となる債権について管理体制が構築され、本社債の償還までの期間を通じて確実に対象プロジェクトに充当される体制を整備していること、ならびにオリエントコーポレーションが環境問題を重要な課題と認識し、明確な目標を持って取り組んでいることについても確認した。

以上より、本社債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green1”とした。詳細な評価結果については次章で詳述する。また、本社債は、グリーンボンド原則¹および環境省によるグリーンボンドガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本社債の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

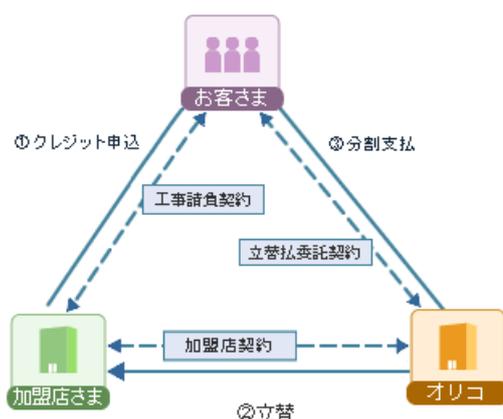
- i. 資金使途の100%が太陽光発電システムおよび付帯設備の設置を目的としたリフォームローンであり、CO₂削減効果が期待される。

今般の資金使途の対象は、リフォームローンのうち、ecoソーラーローン（以下、「グリーンリフォームローン」という）という商品である。当該商品は、オリエントコーポレーションが加盟店契約を結んでいる加盟店を通じ、個人または法人の顧客に対して実行する立替払債権で、加盟店が取り扱う太陽光発電システム、もしくは太陽光発電システムおよび以下のいずれかの付帯設備の設置にかかる代金を顧客が分割払いを希望した場合に同社が加盟店に対して一括して立替払いを行うものである。

<付帯設備>

- ①蓄電池
- ②エコキュート
- ③オール電化
- ④その他省エネ設備

以下に、ecoソーラーローンの概要を示す。



契約期間	～15年
繰上返済等	全額繰上返済可。手数料不要
連帯保証人	原則不要
担保	原則不要
保証料・事務手数料	不要
団体信用生命保険	加入申込可

(出所：オリエントコーポレーション ウェブサイト)

個別の eco ソーラーローンの金額規模の最頻値は 200 万円以上 300 万円未満で、設置される太陽光パネルに関して想定される平均の定格出力は 5.4 kW である。同社は、今次調達資金によって約 2,000 件の立替払債権に充当を予定している。

オリエントコーポレーションでは、ショッピングクレジットの一環として、リフォームローンを提供しており、主に「リフォームファミリーローン」「リビングローン」「eco ソーラーローン」という商品名で、オリエントコーポレーションの幅広い営業基盤を活用し、全国でサービスを展開している。今般資金使途の対象となる「eco ソーラーローン」は 2009 年度から取扱を開始している。なお、2019 年 3 月期の上半期におけるリフォームローンの取扱高は 762 億円、リフォームローンを含むショッピングクレジット全体での取扱高は 1,931 億円となっている。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち再生可能エネルギーに該当し、日本の新エネルギー政策において分散型電源の 1 つとして重要な役割を担っている。

再生可能エネルギーの中でも、住宅用太陽光発電設備は、需要地に隣接して分散配置される分散型電源の一つとして、日本の電力供給の安定およびリスク分散の観点から重要である。将来の電力供給形態を大規模集中型から小規模分散型へ移行しようとする動きもある。第五次エネルギー基本計画では、国内資源に限られ、自然災害の多い日本にあっては、個人等需要家に近接した小規模太陽光発電設備は非常用電源としても利用可能であり、今後一層の普及が期待されている。また、ピーク時の供給過剰を勘案すると、蓄電池等との組み合わせにより長期安定的な電源として成熟していくことが期待されている。

2009 年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電設備は、2019 年以降順次、10 年間の買取期間が終了する。政府は、買取期間終了後は小売電気事業者との相対契約による余剰電力の売電、電気自動車の普及やオール電化住宅の増加に伴う自家消費を促進することを意図している。買取制度終了直後は需要が一時的に低下する可能性があるものの、中期的には、自家消費型ライフスタイルの浸透、小売電気事業者等の業容拡大等による相対契約の普及等によって、住宅用太陽光発電設備に対する継続的な資金需要が見込まれる。

b. 環境に対する負の影響について

オリエントコーポレーションでは、グリーンリフォームローンの実行に際して、契約者である顧客と契約内容の確認を行い、対象となるリフォームが適切に行われるよう努めている。リフォームにかかる工事の完了が顧客によって確認された後は連絡を受けることとなっており、太陽光発電システムが確実に稼働する仕組みを確保している。

また、同社はオプションとして「太陽光発電システム総合補償制度」という補償サービスを提供している。これは、加盟店向けの太陽光発電システムの設置工事にかかる補償と、購入者向けの台風・火災等の自然災害に対する補償の二つのサービスが用意されている。(詳細は下表参照)

当該補償制度の適用期間は完成引渡から 10 年間であり、本社債の償還まで一定の条件のもとで資産の復旧が確保されていることとなる。

なお、加盟店の選定に当たっては、太陽光発電システム設置にかかる有資格者がいることを条件としているなど、環境に対するネガティブな影響への対応策が整備されている。

項目	工事賠償補償	物損害補償
対象者	加盟店	購入者
補償内容	取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任 取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任	火災・落雷による修理補償 台風による修理補償 偶然な破壊による修理補償 *地震・津波・噴火等の自然災害は除外
期間	設備工事の開始時から工事完了まで 設備工事後引渡日から10年間	完成引渡日（系統連系日）午前0時から10年後の午後12時迄

(出所：太陽光発電システム総合補償制度の提供 オリエントコーポレーション 2012年2月20日付リリース)

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるグリーンリフォームローンは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献する。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9 : 産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12 : 作る責任、使う責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかりと整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

本社債の発行代わり金で太陽光発電システムおよび付帯設備の設置にかかるリフォームローンを実行することによって、オリエントコーポレーションが掲げているCSR重点テーマ取り組み項目の一つである「環境負荷低減活動の推進」に資することが目標である。なお、同社は2020年3月期から2022年3月期を対象期間とする中期経営方針「Innovation for Next Orico」の基本戦略の一つとして「サステナビリティ取組みの強化」を挙げており、本社債の発行は新中期経営方針に即した取り組みとなっている。

b. 選定基準

資金使途の対象となる資産は、オリエントコーポレーションが提供するリフォームローンのうち、太陽光発電システムの設置、もしくは太陽光発電システムおよび以下のいずれかの付帯設備の設置を目的としたものの中で、予め決められた適格基準を満たすものとして定められている。

<付帯設備>

- ①蓄電池
- ②エコキュート
- ③オール電化
- ④その他省エネ設備

[適格基準]

- ・抽出時点で実行後2年以内である（本社債発行当初においては、2017年4月から2019年3月までの間に実行されている債権が対象）
- ・オリエントコーポレーションが直接立替を実施している
- ・抽出時点で証券化されていない
- ・信用保証の対象となっていない
- ・3ヶ月以上の延滞債権ではない

対象となる資産の選定に際しては、財務部が商品の組成を担当している営業推進グループ 住宅リフォーム推進部などに対し確認を行い、グリーン性を確認している。また、当該選定基準は下記 c. に記載されたプロセスを経て経営陣の承認を得ている。

c. プロセス

オリエントコーポレーションでは、2018 年 10 月に広報・宣伝部「CSR 推進室」から改称した「サステナビリティ推進室」が、CSR における重点テーマ取り組み項目を制定し、商品およびサービスの組成を担当する営業推進グループ、市場開発グループおよび金融保証グループならびに資金調達の担当部署である財務部等各部署が、当該重点テーマ取り組み項目に則した具体的な方針を定め、業務を行うことにより、CSR 活動を推進している。

今般、本社債の資金使途の対象となる資産をグリーンリフォームローンとすることに関しては、財務部の担当者がグリーン適格性を判断したうえで起案し、社内稟議により関連部署の部長の承認を受けたうえで、代表取締役社長の決裁を経て決められている。

上述の選定基準およびプロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

訂正発行登録書によると、本社債の発行代わり金は、オリエントコーポレーションによって実行されたグリーンリフォームローンの実行のために調達した資金のリファイナンス（コマーシャル・ペーパーの償還）を使途としており、これ以外の目的に充当される予定はない。

本社債の発行代わり金は本社債専用の口座に入金され、4 月末までに財務部の担当者によりコマーシャル・ペーパーの償還に充当される。一方で、オリエントコーポレーションは、本社債が償還されるまでの間、上記 1. (2)b. に記載の適格基準を満たすグリーンリフォームローンを本社債の発行金額である 50 億円を超えるよう社内のシステムを用いて抽出し（抽出されたグリーンリフォームローンを「グリーンリフォームローンプール」という）分別管理を行うこととしている。

分別管理されたグリーンリフォームローンプールは、財務部の担当者が社内システムを用いて月次で残高の管理を行い、財務部長に承認を受けることを予定している。グリーンリフォームローンプールが社債の発行金額を下回る場合には、財務部の担当者により適格基準を満たすグリーンリフォームローンを抽出し、グリーンリフォームローンプールに追加すること、もしくは当該下回った金額に相当する現金を未充当資金として本社債専用の口座に預け入れることが予定されている。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、本社債により調達した資金は、全額が速やかにコマーシャル・ペーパーの償還に充当されるため、未充当資金にかかる期中のレポーティングは現在のところ想定されない。併せて、本社債が償還されるまでの間、オリエントコーポレーションは本社債の発行金額を上回るグリーンリフォームローンプールを分別管理することとしているが、当該グリーンリフォームローンの残高が本社債の発行金額を下回り、実質的な未充当資金が発生する場合には、同社は未充当資金が発生した時点および爾後の充当状況に関してレポーティングすることを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

資金使途の対象となるグリーンリフォームローンの概要については本評価レポートの評価フェーズ1に記載のとおりである。今後、オリエントコーポレーションは年に1回、グリーンリフォームローンの対象となる太陽光発電システム等の設置を行ったことによる推定発電量および推定CO₂削減量について、同社のウェブサイト等で定期的な開示を行う予定である。

なお、オリエントコーポレーションは本社債の償還日まで、レポーティングの状況の正確性について年に1度JCRの第三者レビューを受ける予定である。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

オリエントコーポレーションは、「わたしたちは信頼関係を大切にし、お客さまの豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。」という基本理念を掲げ、創業以来個品割賦事業やショッピングクレジット等個人向けファイナンスを中心とした商品の提供を通じ、金融面におけるインフラストラクチャーの整備に貢献している。同社は「かなえる、のそばに。」をブランドスローガンとし、顧客のニーズを満たす商品およびサービスの提供を通じて社会に貢献していくことを目標としている。

CSRにおける取り組みに関しては、顧客のみならず、投資家、加盟店等のステークホルダーの意見を取り入れながら活動を推進してきており、CSRにおける重点テーマ取り組み項目として挙げている項目を中心に、各部署が具体的な行動目標を定め、テーマの実現に即した活動を行うよう努めている。

CSRにおける重点テーマ取り組み項目は、広報・宣伝部 サステナビリティ推進室によって制定され、商品およびサービスの組成を担当する営業推進グループ、市場開発グループおよび金融保証グループならびに資金調達の担当部署である財務部等各部署が、各テーマに則した具体的な方針を定め、業務を行うことにより、CSR活動を推進している。

CSRにおける重点テーマ取り組み項目

- 1) ステークホルダーとのコミュニケーションの推進
- 2) 社外ステークホルダーと連携した社会的課題解決に資する取り組みの推進
- 3) 地域社会への貢献、次世代への育成支援
- 4) 人材育成・多様性の推進・働きやすい職場づくり
- 5) 環境負荷低減活動の推進

CSRにおける重点テーマ取り組み項目のうち、「環境負荷低減活動の推進」については、温室効果ガスの排出が少ないエコカー、もしくは再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置等へのファイナンスを積極的に取り扱っている。今後も同社は引き続き、リフォームローン等を通じ再生可能エネルギーの普及に努める方針としている。

さらに、同社では、SDGsの目標設定と優先的に取り組むべき課題を特定するための検討を行っているが、「ecoソーラーローンによる太陽光発電へのアクセス拡大」（目標7）、「リフォームローンを通じた耐震災化の強化」（目標11）など、同社が顧客に提供している商品・サービスがSDGsに対応しており、同社の業務が、環境や社会に配慮を求める時勢に即したものになっていると評価することができる。

また、オリエントコーポレーションは2020年3月期から2022年3月期を対象期間とする中期経営方針「Innovation for Next Orico」を公表しており、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出を図るための基本戦略の一つとして「サステナビリティ取組みの強化」を挙げている。当該基本戦略の重要テーマの一つに「環境に配慮した取組み」が含まれており、重要テーマに即した事業に取り組むことによって、持続的な社会の実現および企業価値の向上を目指すとしている。JCRでは、環境問題がオリエントコーポレーションにとって重要なものであると評価している。

■評価結果

本社債について、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金用途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCRグリーンボンド評価」を“Green1”とした。また、本社債は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCRグリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体：株式会社オリエントコーポレーション（証券コード：8585）

【新規】

対象	発行額	発行日	償還日	利率	評価
第21回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	50億円	2019年4月12日	2024年4月12日	0.50%	JCRグリーンボンド評価：Green1 グリーン性評価：g1 管理・運営・透明性評価：m1

（担当）梶原 敦子・菊池 理恵子

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCRグリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCRグリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCRグリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマース・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル